

○ 信用金庫法施行規則第二百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、田口資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、やの標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定においては、その標記部分に係る記載）が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなこものは、いれを加える。

		改 正 後		改 正 前	
		(第一面)		(第一面)	
		(単位：百万円、%)		(単位：百万円、%)	
国際様式(表2) の該当の該当番号	国際様式(表1) の該当の該当番号	当期末	前期末	当期末	前期末
〔略〕				〔同左〕	
単体レバレッジ比率 (5)				単体レバレッジ比率 (5)	
〔略〕				〔同左〕	
22	単体レバレッジ比率 ((赤) / (緑))			22	単体レバレッジ比率 ((赤) / (緑))
<u>日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 (6)</u>					
	総エクスポートジャーナルの額 (緑)			〔項を加える。〕	
	日本銀行に対する預け金の額 (緑)				
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポートジャーナルの額 (緑)				
	(緑)				

((注))	日本銀行に対する預け金を算入する 場合の単体レバレッジ比率
-------	----------------------------------

(注)  
(1) オン・バランス資産の額

a 「貸借対照表における総資産の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を算入しない額を記載すること。

b～d [略]

〔(2)～(5) 略〕

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

a レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合には、この項全体を削除することができる。  
b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第六条第四項の規定により、総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載すること。  
c (6) の全ての項につき、「前期末」、「前中期期末」及び「前四半期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

〔(7) [略]〕

(注)

(1) オン・バランス資産の額  
〔加える。〕

a～c [同左]

〔(2)～(5) 同左〕

〔加える。〕

(6) [同左]

(第二面)

(第二面)

(単位：百万円、%)

国際様式(表2) の該当番号	国際様式(表1) の該当番号	項目	当期末	前期末	国際様式(表2) の該当番号	国際様式(表1) の該当番号	項目	当期末	前期末
〔略〕					〔略〕				
連結レバレッジ比率 (5)					連結レバレッジ比率 (5)				
〔略〕					〔同左〕				
22		連結レバレッジ比率 ((ホ)／(ヘ))			22		連結レバレッジ比率 ((ホ)／(ヘ))		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率 (6)					〔項を加える。〕				
		総エクスポート・セイバーの額 (ヘ)							
		日本銀行に対する預け金の額							
		日本銀行に対する預け金を算入する 場合の総エクスポート・セイバーの額 (ヘ)							
		日本銀行に対する預け金を算入する 場合の連結レバレッジ比率 (ホ)／(ヘ)							

(単位：百万円、%)

(注)
(1) オン・バランス資産の額
a 「連結貸借対照表における総資産の額」の項には、レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を算入しない額を記載すること。

(注)

(1) オン・バランス資産の額  
〔加える。〕

a 「連結貸借対照表における総資産の額」の項には、レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を算入しない額を記載すること。

b~f [略]

[(2) ~ (5) 略]

a~e [同左]

[(2) ~ (5) 同左]

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率

[加える。]

a レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合にあっては、この項全体を削除ができる。

b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第六条第四項の規定により、総エクスポートジャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載すること。

c (6) の全ての項につき、「前期末」、「前中間期末」及び「前四半期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

(7) [略]

(6) [同左]

■ 標 標 士 ⊖ [ ] ⊖ 標識せれども